

# 行政サービスの手続きには「本人確認」と

## 「12桁のマイナンバー確認」が必要です。

マイナンバーカードは1枚のカードで、本人確認とマイナンバー確認ができます。身分証明や公的個人認証などに使用でき、マイナンバーカードは申請した方にのみ交付されます。

ここでは、マイナンバーが必要な行政サービス手続きとカードの交付方法などを確認しましょう。※通知カードは本人確認の身分証明書として利用できません。

手続きを簡単にするためにマイナンバーカードの取得をおすすめします。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

### 引っ越しの際は「マイナンバーカード・通知カードの住所変更手続き」もお忘れなく！

引っ越した先の市区町村窓口で手続きしてください。

#### ▶「マイナンバーカード」「通知カード」は住所変更手続きが必要です。

マイナンバー自体は引っ越ししても変わることはありませんが「マイナンバーカード」または「通知カード」には引っ越しをした都度、新しい住所をカードに追記する必要があります。

転入届を提出するときに、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」または「通知カード」の住所変更手続きを行ってください。

#### ▶ご家族全員分の手続きもお忘れなく！

同一世帯の住所変更手続きをまとめて行うことも可能です。全員分のマイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。

※代表して手続きをする方は、同一世帯であることを確認するために、運転免許証、健康保険証などの身分証が必要となります。

※マイナンバーカードについては、全員分の暗証番号(4桁)の入力が必要となります。

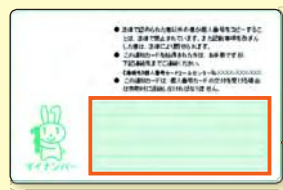
転入届を出した場合でも、マイナンバーカードの住所変更手続きを行うことなく90日を経過すると、そのマイナンバーカードは失効となります。

マイナンバーカード表面



新住所  
追記欄

通知カード裏面



新住所  
追記欄

## ●マイナンバーカードを取得するには？

郵送またはスマートフォンなどを利用してインターネットで申請できます。申請書を紛失した人や住所や氏名に変更がある人は、役場住民課窓口で本人確認を行い申請書をお渡しします。

※旧住所や旧氏名が記載された申請書は使えませんのでご注意ください。

#### 【取得方法】

①通知カードと一緒に郵送された「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入して本人の顔写真を貼り、同封の封筒に入れてポストに投函する。

②パソコンやスマートフォンを使って申請する。

③個人番号カード申請機能付きの証明写真機を利用する。

#### 【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイトは「マイナンバー」で検索。

お問い合わせはマイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178)へ。

●受付時間 平日午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は「050-3816-9405」におかけください。

※外国語対応は「0570-20-0291」におかけください。(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で対応)

マイナンバーカード取得に関するお問い合わせは、役場住民課戸籍住民係(☎ 611-2502) 各種行政手続きに関するお問い合わせは右ページをご覧ください。

## ●マイナンバーカードまたは通知カードの提示が必要となる行政手続きはこちら

手続きの名称	問い合わせ先	担当課
償却資産申告書の提出	611-2525	税務課資産係
個人住民税の賦課に係る給与支払報告書（個人事業主）の提出	611-2529	税務課賦課係
国民健康保険に関する手続き	611-2501、 2509、2510	住民課医療年金係
後期高齢者医療保険に関する手続き		
住所変更の手続き	611-2502	住民課戸籍住民係
氏名が変更となる戸籍届出		
生活保護に関する手続き	611-2571	福祉・子ども課 福祉係
母子・父子及び寡婦福祉資金貸付に関する手続き	611-2572	
障害福祉サービスの利用に関する手続き	611-2573	
児童福祉サービスの利用に関する手続き		
身体障害者手帳の交付、変更、返還に関する手続き		
精神障害者保健福祉手帳の交付、変更、返還に関する手続き	611-2574	
特別障害者手当、障害児福祉手当の認定に関する手続き		
自立支援医療（更生、育成、精神通院）に関する手続き		
児童手当の手続き		
児童扶養手当の手続き	611-2575	福祉・子ども課 子ども支援係
特別児童扶養手当の手続き		
保育所入所の手続き		
要介護・要支援認定の手続き	611-2830	健康長寿課 長寿支援係
居宅介護サービス（福祉用具購入費、住宅改修費）の支給申請		
居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成依頼の届け出		
介護保険利用者負担額の減額・免除の申請		
介護保険負担限度額認定の申請		
高額介護サービス費の支給に関する手続き		
介護保険被保険者証の交付・再発行の申請		
介護保険の適用・適用除外の届け出		
ホームヘルプサービス事業に関する手続き		
家族介護用品支給事業に関する手続き		
緊急通報装置貸与事業に関する手続き	611-2832	
高齢者および障がい者にやさしい住まいづくり事業に関する手続き		
在宅要介護者家族介護慰労金の認定等に関する手続き		
老人日常生活用具給付事業に関する手続き		
一般不妊治療費助成金交付事業に関する手続き	611-2825	健康長寿課 健康づくり係
各種検診自己負担額の免除の申請		
低出生体重児の届け出		
母子健康手帳交付の申請		

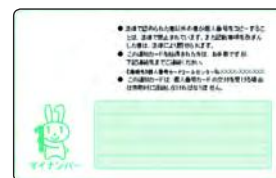
※マイナンバーの提示が必要となる行政手続きは随時増えていく予定です。

## ●「マイナンバーカード」または「通知カード」でマイナンバーを確認します

### マイナンバーカード



### 通知カード



マイナンバーの提示には必ず「マイナンバーカード」または「通知カード」が必要です。  
メモ用紙や携帯電話の写真などでマイナンバーを提示してもマイナンバーの確認とはなりませんので  
ご注意ください。